

C型肝炎救済特別措置法の一部改正に伴うPMDAの広報の取組み (HP掲載、バナー広告など)

資料4 - 2



「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」に係る手続きの期限が2023年1月16日まで延長されたことをお知らせするバナーを、PMDAホームページトップに掲載した。

HPトップにバナー広告を掲載

C型肝炎救済特別措置法に係る手続き期限延長のお知らせ

(2023年(平成35年)1月16日まで)

特定の製剤により、C型肝炎ウイルスに感染された場合、C型肝炎救済特別措置法に基づき給付金が受けられます。法改正により、所定の手続きの期限が延長されました。

詳細はこちら▶

詳細について制度説明のページに掲載

- ・2017年(平成29年)の法改正により、給付金の請求期限が2023年(平成35年)1月16日までに延長されました。
 - ・2023年(平成35年)1月16日までに訴訟提起していた場合は、2023年(平成35年)1月17日以降であっても和解が成立した日から1月以内に請求すればよいことになっています。
- * 2023年(平成35年)1月15日は日曜日のため、請求期限は翌日の1月16日となります。

※制度の一部改正の経緯

「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」に基づく給付金の支給等について

- ・2017年(平成29年)の法改正により、給付金の請求期限が2023年(平成35年)1月16日までに延長されました。
- ・2023年(平成35年)1月16日までに訴訟提起していた場合は、2023年(平成35年)1月17日以降であっても1月以内に請求すればよいことになっています。

(平成35年)1月15日は日曜日のため、請求期限は翌日の1月16日となります。

1. 給付金の支給事務等

PMDAは、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」に基づき、給付金の支給事務等を行っています。